

小向報告へのコメント

曾我部真裕

1. 本報告（及び著書）の意義

- ・ 報告者の長年の研究の成果として、日米欧のコンテンツモデレーションに関する制定法及び判例法を網羅的に紹介分析。
- ・ こうした分析に基づき、日本法の特徴や課題を説得的に浮き彫りに。
- ・ 拙速な規制論を戒め、表現の自由など憲法的価値に基づく冷静な議論の必要性を指摘。

2. コメント・質問

（1）違法情報の削除義務の明文化について

- ・ 報告は明文化を提案（スライド 31 頁）。
- ・ これは法制執務の課題を示すものではないか。
  - ・ 例えば、名誉毀損は民刑事法の違法情報だが、DPF は免責事由の存否など知りえないので、名誉毀損を削除する場合でも、厳密には民刑事法上違法とは限らない。つまり、民刑事法上の違法と、削除義務の文脈での違法とは一致しない。
  - ・ この点が、「違法情報」の削除義務が法制化されない理由かもしれない。しかし、一致しないからといって法制化できないわけではないので、法制執務のあり方を考える必要があるかもしれない。

（2）執行の問題

- ・ 例えば、公選法違反が執行されていないとの指摘（スライド 24 頁）はその通り。その他にも、オンラインカジノも含め、違法（犯罪）だが処罰されない事例は多々あり。
- ・ ただ、匿名性や越境性により捜査困難事例が多いがゆえに、プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションへの期待が高まっているのではないか。
- ・ 刑事司法機関と行政機関双方の執行能力を高めることの重要性は明らかであるが、プラ

ットフォーム事業者への規制強化との両面作戦が必要ではないか。

### (3) 青少年保護について

- 青少年保護のための規制については、厳格な本人確認や年齢確認にこだわるよりも、実効的な規制のあり方を模索していく方が現実的とされているが（著書 180 頁）、具体的にはどのようなものをお考えか。